

2 医 務 号 外  
令和 2 年 6 月 30 日

各保健所設置市長 殿

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症の外国人患者に係る医療提供体制構築  
の支援等」の周知について（通知）

このことについて、令和 2 年 6 月 23 日付けで厚生労働省から、別添のとおり案内がありましたので、御承知おきくださるとともに、管内医療機関への周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会及び一般社団法人愛知県精神科病院協会には、別に通知しております。

担 当 健康医務部医務課  
医務グループ（星野）  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 7 4  
F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 1 8  
E-mail imu@pref.aichi.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症の外国人患者に係る医療提供体制構築の支援等

### (1) 都道府県向けの支援

#### (ア) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

帰国者・接触者相談センターをはじめとする相談窓口を運営する際に、通訳の導入や説明用資料の翻訳等についての補助が可能です。

[参考資料] 令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等

#### (イ) 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業【医療施設運営費等補助金】

都道府県が外国人患者対応に関する医療機関向けの相談窓口を設置する場合に必要な経費を支援します。当該窓口の運営を外部事業者へ委託する場合も補助の対象です。

[参考資料] 令和元年8月20日厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別紙「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」

#### (ウ) 地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル

新型コロナウイルス感染症に限らず、地方自治体による地域の外国人患者の受入れ環境整備の資として厚生労働省の研究班により作成された文書が下記 URL で利用可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html)

#### (エ) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、院内で多言語の情報発信（導線案内・情報サービス提供等）を行うための看板や電光掲示板（ディスプレイ、タブレット端末、コンピューター等の周辺設備等）の設置について支援を行います。

[参考資料] 令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等

## (2) 医療機関向けの支援

### (ア) 医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業

新型コロナウイルス感染症の外国人等を受け入れる感染症指定医療機関等における外国人受入体制強化を図ることを目的に、電話医療通訳サービスを提供します。

〔対応言語〕 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

〔事業期間〕 令和2年11月28日まで 24時間対応

〔利用対象〕 感染症指定医療機関

帰国者・接触者外来設置医療機関

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関等

〔利用料金〕 無料

〔使用方法〕 別添1参照

### (イ) 希少言語に対応した電話通訳サービス事業

民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難と考えられる希少言語に対して、全医療機関を対象に有料の電話通訳サービスを提供します。

〔対応言語〕 タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語

〔事業期間〕 令和3年3月31日まで 24時間 365日

〔利用対象〕 全国の医療機関（歯科医療機関含む）

〔利用料金〕 最初の5分間は1,500円、  
以降1分あたり500円（通話料は利用者負担）

〔使用方法〕 別添2参照

### (ウ) 医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業

休日及び夜間に、事前手続きがなくとも利用可能な電話通訳サービスの案内、適切な医療費請求方法の助言、移送や搬送情報の提供など、外国人患者に係る相談を受け付ける医療機関専用のワンストップ型相談窓口を提供します。

〔事業期間〕 令和3年3月31日まで

平日17時から翌朝9時まで、土日及び祝日は24時間

〔利用対象〕 全国の医療機関（歯科医療機関を含む）

〔利用料金〕 無料

〔使用方法〕 別添3参照

(エ) 外国人向け多言語説明資料等

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形が利用ダウンロード可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html)

(オ) 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル

厚生労働省の研究班によって作成された外国人患者を受け入れる際の参考となる医療機関向けのマニュアルが利用可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html)

**(3) 今後予定している支援事業等**

上記の都道府県及び医療機関向けの支援策の他、昨年度からの継続として、下記の事業を順次実施して行く予定です。

- 「医療通訳者、外国人患者受入医療コーディネーター配置等支援事業」  
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関が医療通訳者等を雇用する場合の経費の一部補助及び当該医療機関の体制整備についての助言実施
- 「外国人患者受入れ医療コーディネーター研修」  
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の職員に対する無料の研修を提供
- 「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業（二次募集）」  
都道府県、病院グループ・団体等が電話医療通訳サービスを団体契約する場合にその経費を一部補助その体制整備を支援
- 「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」  
外国人患者を受け入れ体制の整備に資する情報発信を実施
- 「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」  
都道府県による地域特性に応じた外国人患者受け入れ体制のモデル構築に助成  
また、多言語による受診方法の情報発信の一助として、外国人向けに新型コロナウイルス感染症対応に必要な情報を複数言語で提供する事業の実施を予定しています。

参考 URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html)

以上

厚生労働省では、「新型コロナウイルス感染症対応」  
のための「遠隔通訳サービス」を提供します

# 電話通訳サービスのご案内

新型コロナウイルス感染症患者及びその感染が疑われる者の診療を行う医療機関(感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置する医療機関等)の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として主要言語の電話医療通訳サービスを提供します。

## サービス内容

- ・ご来院の外国人患者とスピーカーフォンによるハンズフリー通話での通訳
- ・外国人患者からの問い合わせ入電や発信における3者間通訳サービス ※3者間通訳サービスの詳細は、ご利用の手順をご確認ください。

**通訳サービス専用番号： 050-3138-4567**

(対象医療機関専用ダイヤルのため一般の方からのお電話はお受けしていません)

サービス提供対象者	① 帰国者・接触者外来を設置している医療機関 ② 感染症指定医療機関 ③ ①②以外で外国人の新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関等
利用場面	対象機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者及びその疑いのある外国人への対応
対応言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応期間	2020年6月15日～2020年11月28日 24時間体制
利用料金	無料。ただし、通話料は利用者負担となります。

## 問い合わせ先

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業 運営事務局

TEL:06-6398-0561(平日9:00~18:00) FAX:06-6398-0562 E-mail:mhlw@mrp-spd.co.jp

※時間外の緊急問い合わせ先TEL:050-3138-5671

〒532-0003 大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル15階 株式会社エム・アール・ピー内

※本サービスは厚生労働省の委託を受けて、株式会社エム・アール・ピー(通訳業者:メディアフォン株式会社)が提供します。

# ご利用の手順

①外国人患者さんに「言語確認シート」を見せて、言語の確認をして下さい。

②通訳サービスの専用番号にお電話ください。

感染防止のためスピーカーを活用したハンズフリーでのご利用をお勧めいたします。

通訳サービス専用番号:050-3138-4567

③言語選択のアナウンスが流れますので、該当する言語を電話機のボタンで選んで下さい。

1. 英語 2. 中国語 3. 韓国語 4. ポルトガル語 5. スペイン語  
6. 3者間通話のご利用・事前予約・言語がわからない場合等※

※「3者間通話」:患者さんやご家族などと通話する際に、通訳者を入れてお話しをすることができます。医療機関の交換台などが3者間の電話にする機能がある場合は、患者さんとの通話に追加する形で、本サービス番号までお電話ください。医療機関の電話機に3者間にする機能がない場合は、折り返し先電話番号を患者さんから聞き取った上で一度電話を切り、本サービスまでお電話ください。言語選択で6番を選択し、患者さんの電話番号をお伝えいただければ、通訳者と患者さんにお電話をおつなぎし、3者間通話ができるようにいたします。

④コーディネーターあるいは通訳者につながります。

1. 施設名 2. 診療科あるいは部署 3. お名前をお伝えください。

※コーディネーター:「お電話ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービスでございます。」

ご担当者様: 「××病院 △△科の〇〇です。・・語の通訳をお願いします。」

⑤コーディネーターから通訳者に代わりましたら、通訳者に患者さんに伝えたい内容をお話ください。

※コーディネーター:「かしこまりました。それでは・・語通訳につなぎます。」

通訳者:「お待ちせしました。・・語通訳です。」

ご担当者様:「患者さんに~~~~と伝えてください。」

通訳者:「かしこまりました。通訳しますので、患者さんに受話器をお渡しください。」

⑥お話いただいた内容を患者さんに通訳します。

※スピーカーフォンによるハンズフリー通話は、机の上などにスマートフォンやタブレット等を置いて、ご利用ください。感染防護や端末の消毒など、適切な感染防止措置の上でご使用ください。



## 注意事項

- ① 通訳は逐次通訳です(同時通訳ではございません)。お一人ずつ交互に、なるべく短い文章でお話してください。
- ② 通訳者は発話された言葉を訳します。自ら説明はできません。通訳者が理解できない単語や曖昧さが残る文章があった場合はお調べしたり、お尋ねする場合があります。
- ③ 通訳を利用する日時が決まっている場合は事前にお知らせいただくとよりスムーズにご利用いただけます。その際、患者さんへの説明文書等がありましたら事前に共有いただくと通訳精度向上・時間短縮となります。

# 言語確認シート

あなたが通訳サービスを  
利用したい言語は何ですか。

**Which language translation would you like to request?**

请问您希望使用的口译服务语言是什么？

請問您希望使用的口譯服務語言是什麼？

통역 서비스를 이용하실 언어는 무엇입니까?

**Qué idioma desea solicitar?**

**Qual o idioma que deseja utilizar?**



**English**

英語

中国话/中國話

中国語

**한국어**

韓国語

**Português**

ポルトガル語

**Español**

スペイン語

厚生労働省では「希少言語に対応した遠隔通訳サービス」を提供します

# 電話通訳サービスのご案内

**本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込可能です。**

平成30年の訪日外国人は3,119万人と引き続き増加している中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

※ 新型コロナウイルス関連の患者さんの対応時にも利用いただけます。

## サービス内容

- ・ご来院の外国人患者とスピーカーフォンによるハンズフリー通話での通訳
- ・外国人患者からの問い合わせ入電や発信における3者間通訳サービス ※3者間通訳サービスの詳細は、ご利用の手順をご確認ください。

サービス提供対象者	全国の医療機関(サービスの利用には登録が必要)
対応言語	タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語
対応期間	2020年6月12日～2021年3月31日 24時間体制
利用料金	通訳は最初の5分間は1,500円、以降1分あたり500円(通話料は利用者負担)

# 電話通訳サービス 登録の手順

事前  
申し込み

受付確認

事務局から  
電話番号の  
連絡

利用の開始

①本サービスを利用するには、添付の  
申込書での**事前登録**が必要になります。  
必要事項を記入の上、下記宛先にメール  
またはFAXで申込書をご送付ください。

メール:mhlw@mrp-spd.co.jp

FAX:06-6398-0562

▼下記案内サイトからもお申し込みいただけます

<https://www.mrp-portal.jp/mhlw/>

※2020年5月までに登録済の方は、前事業者より引き継いで  
おりますので、ご利用にあたっての再申し込みは不要です。  
※登録前の緊急時利用の場合は、下記事務局までご相談ください。

②本サービスのご利用方法については、  
添付のご案内資料をご一読ください。

③通訳サービスは、言語を特定することで  
よりスムーズな通話が可能となりますので、  
「言語確認シート（登録後に送付）」をご利用ください。

## ①電話通訳サービスの 申込書



## ②電話通訳サービス のご案内



## 注意事項

- ・ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- ・通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・サービスの契約料、月極めの利用料等はかかりません。
- ・本サービスは登録された医療機関様のみご利用いただけます。
- ・ご不明点は事務局までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

厚生労働省 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業 運営事務局

TEL:06-6398-0561(平日9:00~18:00) FAX:06-6398-0562 E-mail:mhlw@mrp-spd.co.jp

※時間外の緊急問い合わせ先TEL:050-3138-1589

〒532-0003 大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル15階 株式会社エム・アール・ピー内

※本サービスは厚生労働省の委託を受けて、株式会社エム・アール・ピー(通訳業者:メディアフォン株式会社)が提供します。

# 電話通訳サービスのご案内(ご利用の手順)

- ①外国人患者さんに「言語確認シート」を見せて、言語の確認をして下さい。
- ②通訳サービスの専用番号にお電話ください。

通訳サービス専用番号は事前登録後にお知らせします(登録は無料です)

- ③言語選択のアナウンスが流れますので、該当する言語を電話機のボタンで選んで下さい。

1. ベトナム語 2. タイ語 3. ネパール語 4. ミャンマー語 5. ロシア語  
6. その他言語(言語が分からない場合や3者間通話の場合も6番を選んでください)

※「3者間通話」:患者さんやご家族などと通話する際に、通訳者を入れてお話しをすることができます。医療機関の交換台などが3者間の電話にする機能がある場合は、患者さんとの通話に追加する形で、本サービス番号までお電話ください。医療機関の電話機に3者間にする機能がない場合は、折り返し先電話番号を患者さんから聞き取った上で一度電話を切り、本サービスまでお電話ください。言語選択で6番を選択し、患者さんの電話番号をお伝えいただければ、通訳者と患者さんにお電話をおつなぎし、3者間通話ができるようにいたします。

- ④コーディネーターあるいは通訳者につながります。

1. 施設名 2. 診療科あるいは部署 3. お名前 4. 通訳言語 をお伝えください。

※コーディネーター:「お電話ありがとうございます。厚生労働省委託事業  
希少言語に対応した遠隔通訳サービスでございます。」  
ご担当者様:「××病院 △△科の〇〇です。..語の通訳をお願いします。」  
コーディネーター:「かしこまりました。それでは ..語通訳につながります。」

- ⑤通訳者に患者さんに伝えたい内容をお話ください。

※通訳者 :「お待たせしました。..語通訳です。」  
ご担当者様 :「患者さんに〜〜〜と伝えてください。」  
通訳者 :「かしこまりました。通訳しますので、患者さんに受話器をお渡しください。」

- ⑥お話いただいた内容を患者さんに通訳します。

※スピーカーフォンによるハンズフリー通話は、机の上などにスマートフォンやタブレット等を置いて、ご利用ください。感染防護や端末の消毒など、適切な感染防止措置の上でご使用ください。



## サービス申込後、専用番号をお知らせします

こちらの電話番号は登録された医療機関様のみ公開しております。  
一般の方からのお電話はお受けできませんのでお取り扱いにはご注意ください。

### 注意事項

- ①通訳は逐次通訳です(同時通訳ではございません)。お一人ずつ交互に、なるべく短い文章でお話してください。
- ②通訳者は発話された言葉を訳します。自ら説明はできません。通訳者が理解できない単語や曖昧さが残る文章があった場合はお調べしたり、お尋ねする場合があります。
- ③通訳を利用する日時が決まっている場合は事前にお知らせいただくとよりスムーズにご利用いただけます。その際、患者さんへの説明文書等がありましたら事前共有いただくと通訳精度向上・時間短縮となります。

## 希少言語に対応した遠隔通訳サービス お申込書

医療機関名		
ご住所	〒	
ご担当部署・ご担当者様名		
ご担当者様のご連絡先	メールアドレス	お電話番号
利用を想定する 主な言語	タイ語、 マレー・インドネシア語、 タミル語、 ベトナム語 フランス語、 ヒンディー語、 イタリア語、 ロシア語 ネパール語、 アラビア語、 タガログ語、 ミャンマー語	
ご利用開始希望日	年 月 日	
※ご登録にはお申込みから5営業日いただいております。ご了承ください。		

▼お電話番号（電話医療通訳をご利用する可能性のある番号をすべてご記入ください）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

※21以上の番号を登録することも可能です。一覧をご提出ください。

▼請求書の送付先（※上記ご担当者様宛と異なる場合にのみご記入ください）

請求書送付先住所	〒
TEL	
FAX	
メールアドレス	
ご担当者部署	
ご担当者名	

- ご提出いただいた情報は弊社が責任を持って管理し、外部への漏洩・流出がないよう努めて参ります。
- 内容に変更がある場合には恐れ入りますが再提出をお願いいたします。

## 夜間・休日ワンストップ窓口サービスの概要

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社は、医療機関の外国人患者対応支援に係る都道府県の取組を補完するため、厚生労働省より「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を受託いたしました。本件に関しまして、以下の通りご案内いたします。

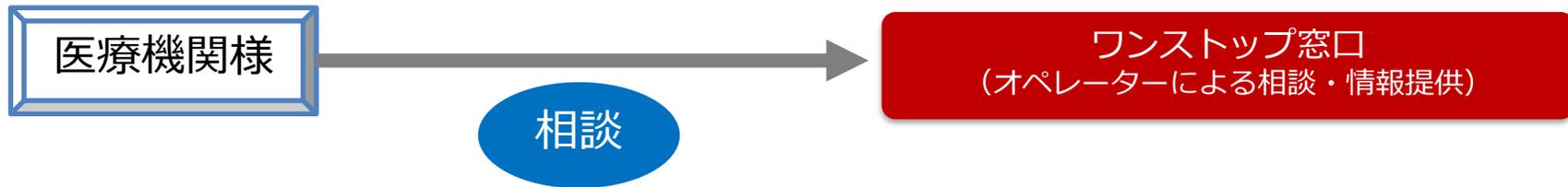
外国人対応に関する課題が発生した際に、医療機関関係者様に対し、助言や情報提供をする窓口です。

- 利用可能時間： 平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間
- 電話番号： **03-6371-0057**（通話料は利用者負担となります）
- 利用方法： ①コールセンターに、都道府県名、医療機関名（またはその他機関名）、所属部署、電話口の方のお名前をオペレーターにお伝えください。  
②お困りの事項についてお話しください。

**※なお、患者様等個人からの相談はお受けしておりません。**

- 窓口開設時期：2020年4月1日（水）17：00から  
2021年3月31日（水）9：00まで

# 夜間・休日ワンストップ窓口サービスの概要



状況の把握・情報整理	支払いサポート	院外機関情報提供・ 手続き説明	重篤案件対応の 情報提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人患者の来院時に把握すべき情報</li> <li>外国人患者受入れのための体制やフロー、用意する書類などのご相談</li> <li>医療機関の案内</li> <li>言語サポートの案内</li> <li>各種トラブルのご相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の未収金防止対策</li> <li>来院時に確認すべき情報</li> <li>諸保険に加入している場合の患者および医療機関で必要となる手続き</li> <li>窓口で支払いに問題が生じた際の対応策など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格やビザについて</li> <li>国民健康保険や社会保険など</li> <li>院外の大使館等の公的機関や航空会社等の事業者の案内と諸手続きについての情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転院や帰国医療搬送が必要になった際の、患者および医療機関で発生する手続き</li> <li>患者がお亡くなりになった際のご遺体搬送や手続きについて</li> </ul>

※ 受け付けた相談内容については、弊社から当該相談内容に関係する都道府県の窓口に対し、特段の申出がない限り、相談を行った機関名、担当者名及びその相談内容を当日の相談窓口業務終了後速やかにメールにて共有させていただきます。なお、相談内容に患者の個人情報が含まれる場合は、当該情報を伏せた上で共有いたします。

# 新型コロナウイルス感染症の外国人患者に係る 医療提供体制構築の支援等

## 外国人対応 マニュアル

## 都道府県向けの支援

## 医療機関向けの支援

地方自治体のための外国人患者受入環境整備に  
関するマニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/  
kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html)

外国人患者の受入れのための  
医療機関向けマニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0  
000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000173230_00003.html)

## ワンストップ 窓口

医療機関等を対象とした外国人患者に係る相談を受け付けるワンストップ型相談窓口の提供。

### 設置時間【平日】 設置主体【都道府県】

医療機関における外国人対応に資する  
ワンストップ窓口設置・運営事業  
【医療施設運営費等補助金】

〔参考資料〕令和元年8月20日厚生労働省医政局  
長通知「外国人患者受入環境整備等推進事業  
の実施について」の別紙「外国人患者受入環境  
整備等推進事業実施要綱」

### 設置時間【夜間・休日】 設置主体【厚生労働省】

医療機関における外国人対応に資する  
夜間・休日ワンストップ窓口事業

〔事業期間〕令和3年3月31日まで  
平日17時から翌朝9時まで土日及び祝日は24時間  
〔利用対象〕全国の医療機関（歯科医療機関を含む）  
〔利用料金〕無料  
〔参 考〕<https://emergency.co.jp/onestop/>

## 多言語対応

### 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口の 通訳導入・説明資料の翻訳など

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業  
【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

〔参考資料〕令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健  
康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援  
事業（医療分）の実施について」の別紙「新型冠状ウイ  
ルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等

### 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の 多言語の情報発信に資する掲示板等の設備整備

医療機関における新型コロナウイルス感染症の  
外国人患者受入れのための設備整備事業  
【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

〔参考資料〕令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健  
康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援  
事業の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感  
染症緊急包括支援事業実施要綱」等

## 新型コロナウイルス感染症対応に資する電話通訳

医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に  
資する電話医療通訳サービス事業

〔対応言語〕英語、中国語、韓国語、西語、葡語  
〔利用対象〕感染症指定医療機関・帰国者接触者外来設  
置医療機関・新型コロナウイルス感染症の入院患者を受  
け入れている医療機関  
〔事業期間〕令和2年11月28日まで24時間対応  
〔利用料金〕無料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ken  
kou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00006.html)

## 全医療機関を対象とした希少言語の電話通訳

希少言語に対応した電話通訳サービス事業

〔対応言語〕タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベ  
トナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、  
ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語  
〔事業期間〕令和3年3月31日まで 24時間365日  
〔利用対象〕全国の医療機関（歯科医療機関含む）  
〔利用料金〕最初の5分間は1,500円、  
以降1分あたり500円（通話料は利用者負担）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ken  
kou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00002.html)

## 外国人向け多言語説明資料等

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の間診票、同意  
書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スベ  
イン語のひな形が利用ダウンロード可能。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko  
u\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html)

※この他、昨年度に続き、「医療通訳者、外国人患者受入医療  
コーディネーター配置等支援事業」「外国人患者受入れ医療  
コーディネーター研修」「団体契約を通じた電話医療通訳の利  
用促進事業（二次募集）」「外国人患者受入れに資する医療機  
関認証制度等推進事業」「地域における外国人患者受入れ体  
制のモデル構築事業」等を実施予定。

また、医療機関の受診方法など、外国人向けに新型コロナウ  
イルス感染症対応に必要な情報を複数言語で提供する事業の  
実施を計画中。